

社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団個人情報保護規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業団の事業の運営に対する信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「保護法」という。）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。

(3) 要配慮個人情報 保護法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報をいう。

(4) 文書等 事業団の役員又は職員（以下「役職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、事業団の役職員等が組織的に用いるものとして、事業団が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、次に掲げるもの

(イ) 会議その他これに類するものの記録を作成するために録音等をした録音テープ等の電磁的記録

(ロ) データ処理等の作業のために作成した磁気ディスク等の電磁的記録

- (5) 個人情報データベース等 保護法第 16 条第 1 項に規定する個人情報データベース等をいう。
- (6) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (9) 個人関連情報 生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報をいう。）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報をいう。）のいずれにも該当しないものをいう。
- (10) 個人情報取扱事業者 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。）
 - ニ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- (11) 学術研究機関等 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

（事業団の責務）

第 3 条 事業団は、県が実施する個人情報の取扱いに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（利用目的の特定）

第 3 条の 2 事業団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 事業団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

（個人情報取扱事務表の作成及び閲覧）

第 4 条 事業団は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述、個人別に付された番号、記号その他の符号等により当該個人を検索し得る状態で個人情報が整理して記録される文書等を使用するもの（以下

この条において「個人情報取扱事務」という。) について、個人情報取扱事務表 (別記第 1 号様式) を作成し、閲覧の申出があったときは、これに応ずるものとする。

- 2 前項の規定により作成した事項を変更したときは、速やかに当該作成した事項を変更し、又は作成に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務に係る事項を抹消するものとする。
- 3 前 2 項の規定は、事業団の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与及び福利厚生に関する事項並びにこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

(収集の制限)

第 5 条 事業団は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うものとする。

2 事業団は、個人情報 (特定個人情報を除く。以下この項において同じ。) を収集するときは、本人から収集するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例 (以下「法令等」という。) に基づいて収集するとき。

(2) 本人の同意に基づいて収集するとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを収集するとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護を目的とする事務の目的を達成するために収集するとき。

(5) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人から提供を受けて収集するとき。

(6) 本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な遂行を困難にするおそれがあると認めて収集するとき、その他本人以外のものから収集することに相当の理由があると認めて収集するとき。

3 事業団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を収集しないものとする。

(1) 法令等に基づいて収集するとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める

事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(事業団と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)
 - (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)、著述を業として行う者、宗教団体、政治団体若しくは外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体若しくは国際機関又は外国における学術研究機関等、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)、著述を業として行う者、宗教団体若しくは政治団体に相当する者により公開されている要配慮個人情報を収集するとき。
 - (7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集するとき。
 - (8) 保護法第27条第5項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。
- 4 事業団は、要配慮個人情報のうち、信条に係る個人情報(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に基づいて収集するとき。
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の保護を目的とする事務の目的を達成するために収集するとき。
 - (3) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことができないと認めて収集するとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第5条の2 事業団は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 事業団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護の

ために緊急に必要な場合は、この限りでない。

- 3 事業団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業団の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(特定個人情報の収集の制限)

第5条の3 事業団は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(正確性及び安全性の確保)

- 第6条 事業団は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めるものとする。
- 2 事業団は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業団は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

(利用目的による制限)

- 第7条 事業団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第3条の2の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を取り扱わないものとする。
- 2 事業団は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。
 - 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令等に基づいて取り扱うとき。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の

同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（特定個人情報の利用の制限）

第7条の2 事業団は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を事業団の内部において利用しないものとする。ただし、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

（不適正な利用の禁止）

第7条の3 事業団は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（第三者提供の制限）

第8条 事業団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令等に基づいて提供するとき。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 事業団は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第11条で定めると

ころにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（保護法第 130 条に規定する個人情報保護委員会（以下「委員会」という。））に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は偽りその他不正の手段により取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 事業団の名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - (9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 事業団は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで又は第 7 号から第 9 号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、規則第 11 条で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出るものとする。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前 3 項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 事業団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 事業団は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する

者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 8 条の 2 事業団は、外国にある第三者（保護法第 28 条に規定する外国にある第三者をいう。以下同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

2 事業団は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、規則第 17 条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供するものとする。

3 事業団は、個人データを外国にある第三者（第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、規則第 18 条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 8 条の 3 事業団は、個人データを第三者（第 2 条第 10 号イからニまでに掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、規則第 19 条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の規則第 20 条で定める事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第 8 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 8 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 事業団は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規則第 21 条で定める期間保存するものとする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 8 条の 4 事業団は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規則第 22 条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が第 8 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか

に該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 事業団は、前項の規定による確認を行ったときは、規則第 23 条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の規則第 24 条で定める事項に関する記録を作成するものとする。

3 事業団は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規則第 25 条で定める期間保存するものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第 8 条の 5 事業団は、番号利用法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を事業団以外のものに提供してはならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第 8 条の 6 事業団は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等（保護法第 16 条第 7 項に規定する個人関連情報データベース等をいう。）を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 8 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ規則第 26 条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供しないものとする。

(1) 当該第三者が事業団から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規則第 26 条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第 8 条の 2 第 3 項の規定は、前項の規定により事業団が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する」とあるのは、「講ずる」と読み替えるものとする。

3 第 8 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により事業団が確認する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(委託先の監督)

第 9 条 事業団は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 9 条の 2 事業団は、事業団以外の者に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人データの適正管理)

第 9 条の 3 事業団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを速やかに消去するよう努めるものとする。

2 事業団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(役職員等の責務)

第 10 条 個人情報を取り扱う事業団の役職員等又は役職員等であった者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示の申出)

第 11 条 何人も、事業団に対し、文書等に記録された自己の個人情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人、死者の遺族又は開示申出をすることにつき本人が委任した代理人は、本人に代わって前項の規定による開示申出をすることができる。

(開示申出の手続)

第 12 条 開示申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した自己情報開示申出書（別記第 2 号様式）を事業団に提出しなければならない。

- (1) 開示申出をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は遺族が開示申出をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
 - (3) 開示申出に係る個人情報記録されている文書等の件名その他の開示申出に係る個人情報を特定するに足りる事項
 - (4) その他事業団が定める事項
- 2 開示申出をしようとする者は、自己が開示申出に係る個人情報の本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、本人が委任した代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示するものとする。
- 3 自己情報開示申出書に形式上の不備があると認められるとき又は前項の規定による書類の提出若しくは提示がないとき若しくはその内容に不備があると認められるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、事業団は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

（個人情報の原則開示）

第 13 条 開示申出があつたときは、開示申出に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示するものとする。

- (1) 法令等の定めるところ又は法律若しくはこれに基づく政令の規定若しくは条例の規定により従う義務を有する国又は県の機関の指示その他これに類する行為により、開示申出者に開示することができない情報
- (2) 開示申出者（第 11 条第 2 項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示申出をする場合にあつては、当該未成年者又は成年被後見人をいい、本人が委任した代理人が当該本人に代わって開示申出をする場合にあつては当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第 2 項並びに第 19 条において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ 法令等の規定により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は

知ることが予定されている情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が事業団の役職員等及び公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該事業団の役職員等及び公務員等の職及び氏名（警部補以下の階級にある警察官及び警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
 - ニ その他開示することにより当該開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがない情報
- (3) 法人等に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 事業団の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると事業団が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 事業団並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 事業団又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、事業団、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 事業団、国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 第 11 条第 2 項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した代理人が当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人に代わって行う開示申出に係る情報であつて、開示することにより当該未成年者若しくは成年被後見人又は当該本人の権利利益を害するおそれがあるもの

(部分開示)

- 第 14 条 開示申出に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。
- 2 開示申出に係る個人情報に前条第 2 号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人情報の存否に関する情報)

- 第 15 条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第 16 条 開示申出に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し事業団が定める事項を自己情報開示決定通知書（別記第 3 号様式）又は自己情報部分開示決定通知書（別記第 4 号様式）により通知するものとする。

- 2 開示申出に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかに、その旨を自己情報不開示決定通知書（別記第 5 号様式）により通知するものとする。
- 3 開示申出に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載するものとする。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を当該書面に記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第 17 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から 15 日以内にするものとする。ただし、第 12 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、開示申出者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を自己情報開示決定等期間延長通知書（別記第 6 号様式）により通知するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第 18 条 開示申出に係る個人情報が著しく大量であるため、開示申出があった日から 45 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、開示申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、同条第 1 項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次の各号に掲げる事項を自己情報開示決定等の期限の特例適用通知書（別記第 7 号様式）により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示申出に係る個人情報に事業団及び開示申出者以外のものに関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る事業団及び開示申出者以外のものに対し、当該事業団及び開示申出者以外のものに関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができるものとする。

- 2 開示申出に係る個人情報に事業団、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示申出者以外のもの（以下この条及び第36条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合であつて、当該第三者に関する情報が第13条第2号ロ若しくはニ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容等を意見書提出に係る通知書（別記第8号様式）により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 前各項の規定により意見書の提出の機会を与えられたものが当該意見書の提出の機会を与えられたものに関する情報の開示に反対の意見を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、開示決定後直ちに、反対意見書を提出したものに対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を個人情報の開示に係る通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して次の各号に掲げる方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができるものとする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録
当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

- 2 開示決定の通知を受けた者は、当該開示決定に係る開示を受ける場合には、

自己が当該開示決定に係る個人情報の本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、本人が委任した代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示するものとする。

(費用負担)

第 21 条 開示申出をする者又は個人情報の開示を受ける者は、別に定めるところにより、開示申出に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

(訂正の申出)

第 22 条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、事業団に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の申出（以下「訂正申出」という。）をすることができる。

2 第 11 条第 2 項の規定は、訂正申出について準用する。

(訂正申出の手続)

第 23 条 訂正申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した自己情報訂正申出書（別記第 10 号様式）を事業団に提出しなければならない。

(1) 訂正申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は遺族が訂正申出をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所

(3) 訂正申出に係る個人情報が記録されている文書等の件名その他の訂正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項

(4) 訂正申出の趣旨及び理由

(5) その他事業団が定める事項

2 訂正申出をしようとする者は、訂正申出の趣旨及び理由が事実合致することを明らかにする書類等を事業団に提出し、又は提示するものとする。

3 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正申出について準用する。

(個人情報の原則訂正)

第 24 条 訂正申出があった場合は、必要な調査を行い、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をするものとする。ただし、法令の定めがあるときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正申出に対する措置)

第 25 条 訂正申出に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、その旨を自己情報訂正決定通知書（別記第 11 号様式）又は自己情報部分訂正決定通知書（別記第 12 号様式）により通知するものとする。

2 訂正申出に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨及びその理由を自己情報不訂正決定通知書（別記第 13 号様式）により通知するものとする。

(訂正決定等の期限)

第 26 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 23 条第 3 項において準用する第 12 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、訂正申出者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を自己情報訂正決定等期間延長通知書（別記第 14 号様式）により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第 27 条 訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次の各号に掲げる事項を自己情報訂正決定等の期限の特例適用通知書（別記第 15 号様式）により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止等申出)

第 28 条 何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業団に対し、当該各号に定める措置の申出をすることができる。

- (1) 第 5 条若しくは第 5 条の 2 の規定に違反して収集されたとき又は第 7 条から第 7 条の 3 までの規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第 8 条又は第 8 条の 2 の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報提供の停止
 - (3) 当該個人情報を事業団が利用する必要がなくなった場合、当該個人情報に係る第 40 条第 1 項本文に規定する事態が生じた場合その他当該個人情報の取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとき 当該個人情報の利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止
- 2 第 11 条第 2 項の規定は、前項に規定する個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）の申出（以下「利用停止等申出」という。）について準用する。

(利用停止等申出の手続)

第 29 条 前条の規定により利用停止等申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した自己情報利用停止等申出書（別記第 16 号様式）を事業団に提出しなければならない。

- (1) 利用停止等申出をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は遺族が利用停止等申出をしようとする場合にあっては、本人の氏名及び住所
 - (3) 利用停止等申出に係る個人情報が記録されている文書等の件名その他の利用停止等申出に係る個人情報を特定するに足りる事項
 - (4) 利用停止等申出の趣旨及び理由
 - (5) その他事業団が定める事項
- 2 利用停止等申出をしようとする者は、利用停止等申出の趣旨及び理由を明らかにする書類等を事業団に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止等申出について準用する。

(個人情報の原則利用停止等)

第 30 条 事業団は、利用停止等申出があつた場合は、必要な調査を行い、当該利用停止等申出に理由があると認めるときは、事業団における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等申出に係る個人情報の利用停止等をするものとする。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(利用停止等申出に対する措置)

第 31 条 利用停止等申出に係る個人情報の利用停止等をするときは、その旨の

決定をし、利用停止等申出をした者（以下「利用停止等申出者」という。）に対し、その旨を自己情報利用停止等決定通知書（別記第 17 号様式）又は自己情報部分利用停止等決定通知書（別記第 18 号様式）により通知しなければならない。

- 2 利用停止等申出に係る個人情報の利用停止等をしないときは、その旨の決定をし、利用停止等申出者に対し、その旨及びその理由を自己情報不利用停止等決定通知書（別記第 19 号様式）により通知しなければならない。

（利用停止等決定等の期限）

第 32 条 前条各項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）は、利用停止等申出があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 29 条第 3 項において準用する第 12 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、利用停止等申出者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を自己情報利用停止等決定等期間延長通知書（別記第 20 号様式）により通知するものとする。

（利用停止等決定等の期限の特例）

第 33 条 利用停止等決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等決定等をすれば足りる。この場合において、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止等申出者に対し、次の各号に掲げる事項を自己情報利用停止等決定等の期限の特例適用通知書（別記第 21 号様式）により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止等決定等をする期限

（異議の申出）

第 34 条 事業団が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等について異議のある者は、当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、事業団理事長に対して開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等に係る異議申出書（別記第 22 号様式）により異議を申し出ることができる。

- 2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 異議を申し出ようとする者の氏名及び住所

- (2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は遺族が異議の申出をしようとする場合にあつては、本人の氏名及び住所
- (3) 異議の申出の対象となった開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等を知った日及びその内容
- (4) 異議の申出の趣旨及び理由
- (5) その他事業団が定める事項

(異議の申出の処理)

第 35 条 前条の規定による異議の申出があつたときは、当該異議の申出の対象となった開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等について再度の検討を行った上で、当該異議の申出に対し書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、原則として、事業団に置く検討機関の意見を聴いた上とするものとする。

- (1) 異議の申出が前条第 1 項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるとき。
 - (2) 異議の申出に係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 異議の申出に係る訂正決定等を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る訂正申出の全部を容認して訂正をすることとするとき。
 - (4) 異議の申出に係る利用停止等決定等を取り消し、又は変更し、当該異議の申出に係る利用停止等申出の全部を容認して利用停止等をするとき。
- 3 検討機関の組織、委員の任命方法、会議の運営方法、意見を述べる方法その他必要な事項については、別に定める。この場合において、異議の申出があつた都度、検討機関を置くことを妨げない。

(第三者からの異議の申出に応じない場合等における手続)

第 36 条 第 19 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する回答を行う場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの異議の申出に応じない旨の回答
- (2) 異議の申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の回答(第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(個人情報保護管理者及び苦情対応)

第 37 条 事業団は、個人情報の適正な管理を図るため、個人情報保護管理者を定め、事業団における個人情報の適正管理に必要な措置を行うものとする。

2 前項に定める個人情報保護管理者は、事務局長の職にあるものとする。

3 事業団は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適正かつ迅速な対応に努めるものとする。

（他の制度との調整等）

第 38 条 法令等の規定により、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付による開示が認められている個人情報にあっては、当該法令等が定める方法（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）と同一の方法による開示については、開示申出に係る規定は適用しない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第 20 条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により開示を受けた場合には、第 22 条又は第 28 条の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。

4 法令等の規定により、個人情報の訂正又は利用停止等の手続が定められている場合においては、個人情報の訂正又は利用停止等の手続に係る規定は、適用しない。

第 39 条 この規程は、事業団の施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

（漏えい等の報告等）

第 40 条 事業団は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則第 7 条で定めるものが生じたときは、規則第 8 条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない。ただし、事業団が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、規則第 9 条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合（同項ただし書の規定により通知した場合を除く。）には、事業団は、本人に対し、規則第 10 条で定めるところにより、当該事態が

生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(委任)

第 41 条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(規則の廃止)

2 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団個人情報保護規則（平成 6 年 4 月 1 日施行）は、この規程の施行により廃止する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。